

議会運営委員会

平成30年8月31日（金曜日）午前9時56分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

説明のための出席者

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
総務部長	山田隆	企画部長	藤田一彦
上下水道部長	磯真	総務課長	田代宰士
総務課長補佐	鈴木正宏	行政係長	佐藤吉将

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長
3. 協議事項

(1)第3回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件	36件
・人事案件	1件
・補正予算案件	10件
・条例案件	7件
・契約等案件	5件
・決算認定案件	9件
・報告案件	4件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件	3件
・会議規則の一部改正	1件
・特別委員会の設置	1件
・議員の派遣	1件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問(通告会派 2会派)について

④市政一般質問(通告書 13名)について

⑤請願・陳情等の取り扱いと委員会付託について

○新規に受理した請願・陳情等 4件(別紙請願・陳情等文書表)

⑥会期及び会期日程について

○会期は、9月7日(金)から 月 日()までの 日間

○日程(別紙案)

⑦その他

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)議会基本条例検証報告書について

(4)その他

4. 閉会

開会 午前 9時56分

◎開会の宣告

○吉成委員長 定時前なんです、出席者全員そろっていますので、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

議会議事規則の93条で委員会の開会並びに閉会については委員長が宣言するとなっておりますので、私のほうから、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。



◎挨拶

○吉成委員長 初めに、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

去る26日には、防災訓練並びに那須水害から20年の追悼式が行われました。

当時、私も平成10年末の際には既に議員になっていましたので、鮮明にあの当時の自分の活動とか、そういったことを覚えています。

追悼式を行うに当たって、改めて犠牲になられた方への追悼の意と、それから我々議員としても、そして執行部ももちろんですけれども、災害対応というものをこれまで以上にしっかりとした対応ができるように、そういった思いを強くいたしました。

さて、この9月定例議会があるわけですが、9月定例議会に関しましては、決算議会と言われるので、議会の中でも最重要な定例会の一つであります。

本日はさまざまな議題がございますので、皆様方の慎重なる審議を得まして、9月議会に向かっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、君島議長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○君島議長 皆さん、おはようございます。

本日、第3回那須塩原市議会定例会の議会の運営につきまして、皆様のご協力をいただくわけですが、ただいま委員長のほうから挨拶にありましたとおり、9月定例議会につきましては、決算議会という形になってまいりますので、議会の運営に当たりましては決算審査特別委員会等を設置しまして、平成29年度の決算の審査をいつもの議会よりも多くやっていくような形になっているかと思っておりますので、ぜひ円滑な議会運営ができるよう皆さんのほうのご協力のほう、お願いをさせていただきたく思っております。よろしくお願いをいたします。

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、君島市長、ご挨拶をお願いします。

○君島市長 改めましておはようございます。

本日は平成30年第3回那須塩原市議会定例会に係ります議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

また、先ほど委員長からもお話がありましたが、8月26日の那須水害の追悼式、そしてまた、市の防災訓練、ご参加をいただきましてありがとうございました。

私ども執行部といたしましても、水害の記憶を風化させることなく、後世に伝えてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様方にもよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

今回の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、まず、人事案件1件、平成30年度補正予算案件が10件、条例の制定及び一部改正案件が7件、契約の締結案件が3件、財産の取得案件が1件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分案件が1件、

平成29年度決算の認定案件が9件、継続費精算報告書の報告案件が1件、専決処分の報告案件が1件、健全化判断比率等に関する報告案件が1件、教育事務の点検評価に関する報告案件が1件、都合36件でございます。大変重要な議会となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長から説明をいたさせます。いずれも大変重要な案件でございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

あわせて、議会基本条例第11条に該当いたします計画等の協議につきましても、この後、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎協議事項

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは、3の協議事項に入ります。

(1)第3回那須塩原市議会定例会について。

まずは①の提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について執行部より説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、平成30年第3回……

○吉成委員長 着座でどうぞ。

○山田総務部長 失礼します。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会に提案を予定しております市長提出議案につきましてご説明を申し上げます。

今回、提案を予定している案件は、ただいま市長が申し上げたとおり、36件でございます。これ

ら36件のうち、補正予算、条例の制定及び一部改正、契約の締結など、さきの議員全員協議会で担当部局から説明しているものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、まず同意第6号から順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページになります。

同意第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案とご説明を申し上げます。

議案資料は1ページから3ページまでに経歴書がございます。

本案につきましては、本市における人権擁護委員13名のうち3名の委員が平成30年12月31日をもって任期満了となることから、新たに伊藤清治氏及び坂和幸枝氏を、また引き続き塚原好明氏を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものであります。

次に、補正予算関係の案件でございます。

議案書が2ページです。議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）、続いて、議案書の3ページでございます。議案第69号

平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、続きまして、議案書の4ページになります。議案第70号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、次に、議案書の5ページ、議案第71号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）、次に、議案書6ページ、議案第72号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案書の7ページになります。議案第73号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、続いて、議案書8

ページ、議案第74号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案書9ページ、議案第75号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案書10ページ、議案第76号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、最後に、次に、議案書11ページになります。議案第77号 平成30年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）、これらの議案資料につきましては、4ページから24ページまでに記載しております。このほか、別冊の補正予算書及び執行計画書がございます。

以上10件の補正予算案件につきまして、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の12ページから13ページになります。議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定について、議案資料は25ページとなります。

続いて、議案書の14ページです。議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正について、議案資料は26ページから27ページとなります。

続きまして、議案書15ページから29ページ、議案第80号 那須塩原市税条例等の一部改正について、議案資料は28ページから52ページまでとなっております。

以上、条例の制定第1件、条例の一部改正案件が2件、これらにつきましては、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

続きまして、議案書の30ページをお開きいただきたいと思っております。

議案書の30ページ、議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、議案資料は53

ページとなります。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本条例との引用条項の整合を図るために条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案書の31ページ、議案第82号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、議案資料は54ページとなります。

本案につきましては、さきの議員全員協議会において説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

続いて、議案書の32ページから33ページ、議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案資料は55ページから56ページまでとなります。

本案につきましては、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の34ページ、議案第84号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案資料は57ページから58ページとなります。

本案につきましては、さきの議員全員協議会において説明をさせていただいておりますので説明を省略いたします。

続きまして、議案書の35ページになります。

議案第85号 契約の締結について、議案資料は59ページとなります。

続いて、議案書36ページ、議案第86号 契約の締結について、議案資料は同じく次の60ページに記載されております。

次に、議案書37ページ、議案第87号 契約の締結について、議案資料は61ページとなります。

以上3件の契約の締結につきましては、さきの

議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、議案書の38ページになります。

議案第88号 財産の取得について、議案資料は62ページとなります。

本案につきましても、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明を省略をいたします。

次に、議案書39ページ、議案第89号 平成29年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案資料はございません。

本案につきましては、平成29年度那須塩原市水道事業会計の決算において、総収益26億6,717万8,741円から総費用23億6,474万7,758円を除いた当年度純利益3億243万983円に、当年度資本的収支不足額の補填財源として取り崩した積立金からなるその他の未処分利益剰余金変動額1億2,495万5,508円を加えた未処分利益剰余金4億2,738万6,490円について、純利益相当額3億243万983円を建設改良積立金に積み立てまして、残額1億2,495万5,508円を資本金へ組み入れ処分するものでございます。

続きまして、議案書の40ページになります。決算案件になります。

まず、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、次に、議案書41ページ、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、続きまして、議案書42ページ、認定第3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、次に、議案書43ページ、認定第4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、議案書44ページ、認定第5号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、続いて、

議案書45ページ、認定第6号 平成29年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、議案書46ページ、認定第7号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、続いて、議案書47ページ、認定第8号 平成29年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、議案書48ページ、認定第9号 平成29年度那須塩原市水道事業会計決算認定について、これらの議案資料については63ページから141ページまでとなっております。

このほか別冊の決算書、市政報告書及び監査委員の審査意見書がございます。

以上9件につきましては、平成29年度に執行いたしました一般会計、特別会計、企業会計における決算に関するものでありまして、さきの議員全員協議会においてご説明させていただいておりますので、説明を省略をいたします。

次に、議案書49ページから50ページ、報告第17号 継続費精算報告書の報告について、議案資料はございません。

本件につきましては、くろいそ運動場野球補助球場改修工事に係ります平成29年度那須塩原市一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

平成28年度から平成29年度までの2カ年にわたる継続事業として、くろいそ運動場野球補助球場改修工事を実施したもので、全体計画額8億115万5,000円に対して、実績額8億115万4,800円となったものでございます。

次に、議案書51ページから52ページまで、報告第18号 専決処分の報告について、議案資料はございません。

本件につきましては、平成30年5月11日、那須

塩原市西富山地内において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が市道西富山西三島線の赤信号で停車していたところ、相手車両が後方から追突し、市側車両を損傷させたものがあります。

次に、議案書53ページになります。報告第19号平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について、議案資料はございませんが、別冊の監査委員の審査意見書がございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告をするものであります。

続きまして、議案書の54ページ、報告第20号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、議案資料はございませんが、別冊の報告書がございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、教育委員会の事務の管理及び執行状況について検討及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しましたので、議会に提出するものであります。

以上36件の議案につきまして、市議会定例会への提案を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、関係議案の説明とさせていただきます。

○吉成委員長 ただいま説明をいただきました。

皆様から質疑等ございますか。

ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、続きまして、即決案件が

ございますでしょうか。

総務部長。

○山田総務部長 即決の取り扱いをお願いしたいものといたしまして、2件ございます。

初めに、同意第6号 人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

本件につきましては、人事案件でございますので、即決でお願いしたいというふうに思っております。

次に、議案第85号 契約の締結についてでございます。

本件につきましては、昨年度契約を締結いたしました。本契約に必要な議決を欠いていることから、決算への影響に鑑み、即決でお願いしたいと思っております。

以上2件についてお願いをいたします。

○吉成委員長 ただいま即決案件の説明として、同意第6号並びに議案第85号の説明をいただきました。

皆さんからご質問等ありますか。

質疑等ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ただいま説明のありました同意第6号の人事案件及び議案第85号の契約案件につきましては、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件2件と報告案件4件を除く30件の議案につきましては、各常任委員会及び予算常任委員会並びに本定例会において設置を予定している決算審査特別委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加議案でございますが、追加議案はありますか。

総務部長。

○山田総務部長 追加議案といたしましては、4件を予定しております。

まず、1件目でございますが、契約の締結についてであります。この契約の締結につきましては、本定例会の会期中に契約の締結の見込みがございます、市道新南中下野線、蛇尾川橋梁上部工事についてでございます、9月10日に落札者決定予定のため、決定した場合には追加議案として提案したいと考えております。

2件目が契約の変更についてでございます。

この契約の変更につきましては、会期中に変更見込みがございます。平成29年の第3回市議会定例会で議決をいただきました（仮称）まちなか交流センター新築工事につきまして現在、変更契約に向けた協議中であることから、決定した場合には追加議案として提案したいというふうを考えております。

残りの2件でございますが、専決処分の報告についてでございます。

この専決処分の報告につきましては、本定例会の会期中に2件の示談の見込みがございますので、市の責務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談の調った場合には追加議案として提案したいと考えております。

以上4件についてよろしくお願いたします。

○吉成委員長 ただいまの追加議案の説明に対し、質疑等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 質疑等がないようですので、追加議案の取り扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました追加案件4件が提出された場合には即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはありますか。

課長。

○小平議事課長 それでは、議会提出ですが、3件を予定しております。

那須塩原市議会会議規則第166条の協議及び調整を行うための場に議会報告委員会と議会政治倫理審査会、議会災害対策本部の3つを追加する議会会議規則の一部改正についてと、10月4日木曜日、那須地区議員交流会と、10月16日、栃木県市議会議員研修会への議員派遣について、それから、決算審査特別委員会の設置についての3件でございます。

以上です。

○吉成委員長 ただいま説明いただきました。

質疑等ございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 質疑等がないようですので、取り扱いについてお諮りいたします。

まず、会議規則の一部改正及び那須地区議員交流会、研修会並びに栃木県市議会議長会、議員研修会に係る議員の派遣についてですが、こちらは初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、決算審査特別委員会の設置ですが、これ

は先例のとおり議会選出の監査委員を除く議員全員で構成をし、分科会方式で審査を行い、委員長、副委員長については議長が指名をし、委員長に副議長、副委員長に三人の常任委員長とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件ではありますが、追加案件は予定されますか。

課長。

○小平議事課長 現在、議会報告委員会では11月実施予定の議会報告会の日程を調整中でございます。今定例会中に日程が決定することから、議会報告会に係る議員の派遣についての1件と、それから、この後、請願陳情等の取り扱いと委員会付託について説明がございますが、今定例会に合わせて陳情の提出がございました。取り扱いにより審査になった場合、その結果によりましては最終日に意見書の提出が予想されます。

以上です。

○吉成委員長 ただいま説明をいただきました。

追加案件の説明に対して質疑等はございますか。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、質疑等がないようので取り扱いについてお諮りをいたします。

まず、議会報告会に係る議員の派遣についてですが、こちらは最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、陳情の審査結果によりましては意見書の提出が予想される場所です。その場合には最終

日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑、討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとすることで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問について、お諮りいたします。

今定例会、今回、2会派の通告がございます。質問の方法については、先例のとおり、会派人数の多い順、項目ごとに一問一答方式により質問席で行い、質問のみ1会派50分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、13人の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、項目ごとに一問一答方式により質問席で行い、質問のみ1人40分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤請願陳情等の取り扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等については、事務局より説明を願います。係長。

○関根議事調査係長 新規に受理した請願陳情等についてご説明いたします。

資料は平成30年第3回那須塩原市議会定例会請願陳情等文書表(案)でございます。

今回4件の陳情が新たに提出、受理されてございます。

受理番号2番、難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書は、難病の方の医療に係る自己負担の軽減等について、国への意見書提出を求めるものでございます。

受理番号3番、患者負担をふやさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書は、医療に係る患者負担をふやさないこと、窓口負担の軽減について国への意見書を求めるものでございます。

受理番号4番、豊浦地区市道芋久保線舗装に関する陳情は、水はけが悪く、通学児童が水はけ等に長年困っていることから、排水に係る抜本的対策を求めるものでございます。

受理番号5番、黒磯駅東西連絡通路に関する陳情は、障害者や高齢者の使用を勘案し、西口にエレベーター設置を求めるものでございます。

おのおのの受理年月日、陳情者名等は文書表記載のとおりでございます。なお、いずれも本人または当該団体職員がお見えになり提出されたものでございます。

以上、説明でございます。

○吉成委員長 説明が終わりました。

取り扱いについてお諮りをいたします。

まず、陳情第2号 難病医療費助成制度の改善

を求める国への意見書提出に関する陳情書について、どのように取り扱うか、ご意見をお伺いいたします。

常任委員会、特別委員会、それぞれ付託先がございます、皆さん知っていると思いますが。

佐藤委員。

○佐藤委員 これは付託委員会がどこかということによろしいですか。

○吉成委員長 先例でいくと、これまでそのような取り扱いをしてきております。

○佐藤委員 これ、1については過去から見て福祉教育常任委員会に該当するのではないのでしょうか。

○吉成委員長 ただいま、佐藤委員から福祉教育常任委員会が適切ではないかというご意見がありました。

皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、陳情第2号については、付託先は福祉教育常任委員会といたします。

続きまして、陳情第3号 患者負担をふやさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書については、どのような扱いをいたしましょう。

ご意見をお伺いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 これも同じく福祉教育常任委員会が適切ではないかと思えます。

○吉成委員長 そのほかにごございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ただいま陳情第3号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第4号 豊浦地区市道芋久保線舗装に関する陳情については、どのように取り扱いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 内容が建設に関する事なので、建設経済が妥当だと思います。

○吉成委員長 そのほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、陳情第4号については、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、陳情第5号 黒磯駅東西連絡通路に関する陳情については、どのように取り扱いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この案件についても建設経済が妥当ではないかと思えます。

○吉成委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、陳情第5号については、建設経済常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙に日程（案）がありますので、事務局より説明願います。

課長。

○小平議事課長 それでは、平成30年第3回那須塩原市議会定例会会期についてご説明申し上げます。

会期につきましては、9月7日金曜日から9月28日金曜日までの22日間を予定しております。

日程につきましては、9月7日、開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決を予定しております。

8日、9日の土日の休会を挟みまして、10日月曜日、会派代表質問2会派、11日から13日、火、水、木につきましては市政一般質問、11、12はそれぞれ4人ずつ、13日につきましては5人を予定しております。

14日金曜日、議案質疑、決算審査特別委員会の設置及び議案の付託、議案の関係委員会付託、請願陳情等の関係常任委員会付託を予定しております。

15日から17日の土日と敬老の日の休日の休会を挟みまして、18日火曜日から21日金曜日は委員会を予定しております。

22日から24日、土日と秋分の日議会休日に続き、25、26日につきましては、議事整理のために休会を予定しております。

27日には予算任委員会の全体会を午前10時から、決算審査特別委員会の全体会を午前11時から、議員全員協議会を午後1時半から予定しております。

28日、最終日ですが、各委員長の報告を受けまして、質疑、討論、採決、そして閉会を予定しております。

それから、決算質疑の通告の締め切りは9月10日月曜日の午後5時を、討論通告の締め切りは9月21日金曜日の午後5時を予定しております。

以上でございます。

○吉成委員長 ただいま事務局から説明をいただきましたが、改めまして申し上げます。

会期につきましては、9月7日金曜日から9月28日金曜日までの22日間とし、会派代表質問2名については9月10日に、市政一般質問13人につい

ては9月11日、12日にそれぞれ4人、13日につきましては5人とし、議案質疑は14日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、決算に関する質疑通告書の提出期限については、9月7日本会議終了後から9月10月曜日の午後5時までとし、討論通告の提出期限については、9月21日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月27日木曜日午前10時から予算常任委員会全体会、同11時から決算審査特別委員会全体会、同じく午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただきたいと思ひます。

次に、⑦その他についてを議題といたします。

本定例会に関して執行部から何かございますか。ありませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、本定例会に関しまして委員から何かございますか。

ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ここで(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてに入る前に執行部の入れかえのための、ここで暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に係る計画、協定書について執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定をいたします。

なお、協議事項については執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思ひます。

まず、企画部の案件から順次進めてまいります。企画部からは1件の案件がございますので、説明をお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 それでは、説明をさせていただきます。

市と那須信用組合、それから第一勧業信用組合との間で、地方創生に関する包括連携協定を締結するという内容でございます。

協定の内容としましては、資料の2番にありますように地方創生に資する取組を行っていく。地域経済の活性化及び雇用の創出、観光振興及び地産地消のPR、暮らしの安全安心、その他というような内容で、これまで他のところと協定を幾つか締結しておりますが、基本的な中身については同様でございます。

今回は地元の信用組合と、それから東京近郊に多数の店舗を有しております第一勧業信用組合というところの3者で締結するということによってプラスアルファの効果が期待できるのかなというふうに考えて行っています。

今後につきましては、きょうの議運の結果を受けまして、私どものほうで想定しておりますのは、この後11月の全員協議会で報告と。協定の締結に

についても今の予定ですと11月になるかなというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○吉成委員長 ただいま説明をいただきました。

質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと内容についてももう少しお尋ねしたいんですが、この後ろの2の協定の内容のところ、(1)(2)(3)とあるんですけども、具体的に今目指していることというのはどんなこと、もう少し具体的な内容がここで説明できるでしょうか。

○吉成委員長 企画部長。

○藤田企画部長 本当に細部については、さらにこの後詰めるという形になっておりますが、現在想定されている下打ち合わせの段階のお話としては、雇用の創出、地域経済の活性化という分野では、次世代経営者の育成、それに関する勉強会であったり、事業承継の経営支援、それから、これから広まるであろうクレジット決済サービスの導入支援、クラウドファンディング等活用した販路拡大等の支援というようなご提案、それから、観光分野では、観光PR、集客PR等の連携、首都圏イベントでの参加支援、各種商品のPR、それから受注の仲介というようなところまで支援をやるというお話、さらに、暮らしの安全安心では、見守り活動、高齢者を中心とした見守り活動等についてご協力をいただけるというようなお話を現在詰めているところでございます。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

内容的には前向きな回答かなと思ったんですけども、この排他的なところは、ここと契約以外のところも同じようなことを考えている事業者もいたりはすると思うんです。そういったところにおいては排他的な感じ、ここだけで、ここだけ

やっていくんですよというようなことではないという部分についてはどんなふうに、よそとの取り合いというのはどんな感じなんでしょうか。

して。

○吉成委員長 基本的に、この協定について報告扱いでいいのか、ないしは議決事件として取り扱うのか、それを我々が決めなくちゃいけないんで、それにかかわるような質疑であっていただきたいなと思うんですが。

部長で答弁がもしありましたらお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 おっしゃるとおり、特に排他的な考え方もございませんし、同様の取り組みを他の金融機関と結んでいるという例もあります。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

副委員長。

○相馬副委員長 それでは、報告でよろしいんだろうと思うんですが、この第一勧業信用組合、実はあんまりなじみがなかったもんですからなんですが、この信用組合と締結をするという、どういう経緯でこの第一勧業信用組合というところが出てきたんでしょうか。

○吉成委員長 企画部長。

○藤田企画部長 もともと那須信用組合と第一勧業信用組合は連携をしております、那須信用組合が間に入った形で本市に来たと。もうちょっと申し上げますと、第一勧業信用組合、銀行なんかは地銀の協会であったり、ネットワークがあるんですが、割と信用組合ってそういう全国的な組織がちょっと弱いところがあって、第一勧業信用組合は自分のところが首都圏で、地方の信用組合とも連携を強化しながらという、信用組合としての戦略もあるようでございます。

○吉成委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ないようですので、質疑等を終了することによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ここで議案の取り扱いについて議員間討議を行いたいと思いますので、執行部の退席を求めます。

討議終了後、改めて入室いただきまして、それまでは第3委員会室で待機をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○吉成委員長 休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

那須塩原市と那須信用組合、第一勧業信用組合との地方創生に係る包括連携協定について取り扱いを協議したいと思います。

委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

いかが取り扱いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 さっき委員長もおっしゃったとおり、これ報告か議決かという話だと思うんですけども、報告となると議会と関係なく締結になっちゃっているから、そのためのちょっと話を聞いているわけですが、内容的には結んで問題なさそうであるということと、そんな部長の話からでも相手に問題あるようなところではないというふうに僕は思って、感じたところありますので、この案件については報告という方向でいいんじゃないかというふうに感じたところです。

○吉成委員長 鈴木委員のほうからは報告でいいんじゃないかという今ご意見でした。

そのほかにございますか。

中村委員。

○中村委員 これ以前に足利銀行と同じような包括連携協定を結んでいる実績ございまして、そのときも報告案件として取り扱った経緯ございまして、何ら同じような形式でございまして、報告でいいんじゃないかと、報告で。

○吉成委員長 以前の経緯から今回も報告でいいんじゃないかという中村委員の意見でした。

そのほかにございますか。

ございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ただいま2人の委員から報告でいいんじゃないかという意見が出されました。

本案件について、報告とすることで異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、本件につきましては報告案件にすることに決しました。

それではここで執行部入室のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○吉成委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

協議内容について報告いたします。

那須塩原市と那須信用組合、第一勧業信用組合との地方創生に関する包括連携協定は報告でありました。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ないようですので、以上で企画部案件の協議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○吉成委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続きまして、上下水道部案件の協議に入ります。

上下水道部では2件の案件がございます。

それでは、早速執行部から案件の説明をお願いいたします。

上下水道部長。

どうぞ、着座で。

○磯上下水道部長 よろしいですか。お願いします。

それでは、那須塩原市下水道事業地方公営企業法適用計画の策定についてご説明を申し上げます。

現在、那須塩原市の下水道事業におきましては、総務省の要請を受けまして、経営基盤の強化を目的としまして、地方公営企業法の適用による地方公営企業への移行作業を行っております。

総務省からの要請が平成32年度当初からというふうなことになっておりまして、本市はこれまで平成31年度から地方公営企業の一部、財務部門についてのみ適用するというところで事務を進めてまいりました。

その事務を進める中で、財務部門の一部のみの法適用だけではなくて、さらなる経営改善を図るためには法全部適用というふうなことで、職員の

身分も含めて地方公営企業法の適用を図って、水道事業の職員と同じ身分になるというふうなことになりますので、そのことによりまして、水道事業との組織の統合及び組織体制の見直しを行いまして、さらなる経営改善を図っていきたいというふうなことでございます。

この計画の内容につきましては、内容としまして、法的化に伴います移行方針、あと移行作業の手順、スケジュールなどを定めたものでございまして、以前、一部適用の際にも、平成29年の3月の全員協議会におきまして報告案件でご説明をさせていただいたものになります。

内容につきましても、こういったマニュアル的な内容であるということと、今申し上げましたように、前回の一部適用の際にも報告案件だったために、今回も9月の議員全員協議会で報告案件として取り扱っていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○吉成委員長 ただいま、説明をいただきました。

皆様、質疑等ございますか。

ございませんか。

ここで副委員長と進行をかわります。

○相馬副委員長 委員長、質疑お願いします。

○吉成委員長 前回、一部の法の改正に従って昨年の全協で報告をいただいたわけですが、今回は、全部改正の中でこの計画が立てられる、既に立っているというようなことで、報告で扱いたいということなんですが、全何ページぐらいの報告書にこれになるんでしょう。

○相馬副委員長 部長。

○磯上下水道部長 この計画といたしますのはマニュアルなものですから、かなり細かなところもありまして、ちょっと重くてきょう持ってきてはいないんですけれども、相当な枚数、50ページ近くのマニュアルがあります。それを事務的に使ってい

くというふうなことになります。

○相馬副委員長 委員長。

○吉成委員長 今回、この計画が出るということで、ちょっと調べてみたんですが、自治体によってすごい差があるんです。

例えば、30ページいかない、二十数ページで終わっているような計画もあれば、自治体によっては100ページ近く、本当に細部にわたった計画、要は、説明からいくとマニュアルということになるんでしょうけれども、そういった自治体もあるわけです。

ですから、今回のこの地方公営企業法適用計画というのは、かなり細部にわたったマニュアルにしない限り、これから職員の皆さんは替わっていくわけですね。その際に間違いが起こらないようにということだと思んですが、それらは相当加味された今回計画ということで組み立てたものなんですか。

○相馬副委員長 部長。

○磯上下水道部長 この計画策定に当たりましては、国のほうが主導していくというふうなこともありまして、起債の対象になんかもなっていて、業者委託なんかも既に行っているところです。

そういった中で、内容的にはスムーズに進められるようにということで、かなりの今までの会計と大きく異なってしまうものですから、職員の研修等も含めて、スムーズに移行できるようにしたいと思っております。

○吉成委員長 本当に報告でいいのかというのも、ちょっと考える際のちょっと参考にしたいんですけども、特に、細部にわたって計画を立てているところを見ると、固定資産の調査であったり、それから評価、ここがかなり細かいものがあるんです。本市はどうなりますか。

○相馬副委員長 部長。

○磯上下水道部長 そちらについては、今年度業者のほうに委託を行っておりまして、固定資産の調査とデータ入力なんかもしております。それをやっておかないと貸借対照表のほうがつくれないうふうなことになりますので、もう既にそちらのほうは進んでいるというふうな状況です。

○吉成委員長 了解です。

○相馬副委員長 よろしいですか。

進行を委員長に戻します。

○吉成委員長 じゃ、私がまた改めて進行を務めます。

そのほかに質疑等ございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。

2件今回ありますので、もう一件の災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定についての説明をお願いします。

部長。

○磯上下水道部長 それでは、災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定についてご説明を申し上げます。

この協定の内容につきましては、災害時における被災した下水道施設の応急復旧のための必要な支援協力についてあらかじめ協定を結んでおくものでございます。

応急復旧の内容につきましては、2番のところに書いてありますように、巡視、点検調査、清掃及び修繕となります。

相手方が公益社団法人日本下水道管路管理業協会となります。

こちらの協定に至った経緯ですけれども、下水道法の改正がございまして、協定締結のあるものについては下水道管理者の承認を受けることなく、

民間企業等が施設の維持、修繕を実施することが可能となったというふうなことがございまして、災害に対応するために、下水道事業におきましては県が主導をしまして、下水道事業の業務継続計画、BCP、そちらのほうをつくっているわけですが、すけれども、そちらのほうを補完するというふうな意味合いもあって要請がございました。

こちらの協定につきましては、栃木県及び下水道事業を行っています県内の24市町、全部合わせて一斉の調印という、一括調印のほうを予定しているところです。

こちらの協定につきましては、本市に重大な負担が生じる事件とは言いがたいというふうなことから議員全員協議会での報告案件としていただきたく、お願いを申し上げます。

以上です。

○吉成委員長 ただいま、説明をいただきました。

皆さんから質疑等ございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、質疑等ないようですので、終了させていただきます。

改めまして、ここで、議案の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

先ほどと同様、第3委員会室で待機をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま、上下水道部から2つの計画並びに協

定について出されております。

まずは、那須塩原市下水道事業地方公営企業法適用計画について、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

佐藤委員。

○佐藤委員 これにつきましては、私、本当に個人的な勉強不足なんですけれども、先ほど、委員長のほうもいろんな形で調べたということで、それぞれの自治体によってかなりの温度差があるということでもございましたので、それにつきましては、やはりどういうものが、常にしっかりしたものにしていくためには、やはり報告ではなくて議案にしたほうが私はよろしいと思っております。

○吉成委員長 ただいま佐藤委員のほうから提出事件、議案にすべきじゃないかという意見がございました。

そのほかにもございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、ほかに意見がないようですので、ただいま佐藤委員から出された意見は議決事件、議案にすべきだということではありますが、議案にすることで異議ございませんか。

異議ございませんか。

ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、本案件については議決案件にすることに決しました。

次に、災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定について、委員の皆さんからご意見をいただきます。

○鈴木委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、3番ですよ、今ね、3番の話ですよ。

相手先が他自治体という話ですけれども、県と、あと、ほかはあるの。栃木県内の全ての市町……

〔「いろんなのと組むと」と言う人あり〕

○鈴木委員 ということですよ。ちょっと確認しました。でいいですよ。

○吉成委員長 ここに書いてあるとおりです。

○鈴木委員 書いてあったっけ。

○吉成委員長 説明のところに書いてあります。協定先と、さっきの説明の中で栃木県内25あって、本市を除けば24となるわけですから、今回は25全体と一緒に協定するという内容だという説明でした。

この協定についてはどう扱いますか。

ご意見ございませんか。

副委員長。

○相馬副委員長 この特記事項にありますように、下水道法令に基づいての協定ということだろうと思いますので、報告案件でいいんじゃないかと思えます。

○吉成委員長 ただいま、副委員長のほうから報告案件でいいんじゃないかというご意見がございました。

その他にございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定については、報告案件とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、本案件については報告案件に決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今回に関しましては、これまで執行部側から出された計画、協定等において、それぞれ報告であったり議決であったり、既に出されてきているわけです。こう扱ってほしい、ああ扱ってほしいということ。

今回、この下水道事業の地方公営企業の計画については、執行部側としては報告にさせていただきたい、それを議決案件にするという決定を見ましたので、そこで当然執行部に対する説明が必要です。そこを明確にして、執行部のほうにお伝えしたいと思うんですが、その説明について皆様からご意見いただきたいと思えます。

前回、平成29年3月においては報告でした。ただ、その際は、この法律自体の範囲で言うと一部だったわけです。でも今回は、財政部門全て全部ということになるわけです。それを平成32年から運用しますよということですので、中身としては全くというか、ボリュームがすごくふえるということがポイントになってくるかなという、私自身は感想を持っているんですが、皆さんいかがでしょうか。

副委員長。

○相馬副委員長 委員長のおっしゃるとおりで、一部の内容についてということじゃなくて全部だということもございます。また、この説明書の一番下、米印の(5)のところに協定締結の根拠による法令関係、計画及び締結に伴い生じる本市の負担、この内容について程度等について記入してくださいとあると思うんですが、これ実は内容がよくわからないんですが……

〔発言する人あり〕

○相馬副委員長 ごめんなさい、間違えました。訂

正します。

○吉成委員長 中村委員。

○中村委員 これ、今回監査で企業公営法がこれ31年4月から施行するものが32年4月に1年おくれるということで、その点はいろいろ議論の余地があるという議論をさせていただいた中で、今回は公営企業法人になるわけです。

その中で、全部やるということで、今度マニュアル等々の作業に入るということなんで、その作業に入る中で、正直、議論するときに、議会で何をこれ議論するのかというものがどこも問題になってくると思うんですが、何を議論しようかと。総務省から指示を受けて企業会計にして、こういうマニュアルをつかってこれでやりなさいということなのに、じゃ、何を我々の意見が入るのかということを見ると、非常に難しいような気もしたもんですから、その点で議決案件でこういうものも議決をしますよという中身を見て、議会として何を指摘をするのかなというところもちよっと考えてみると難しいのかなという気もしたもんですから、マニュアル的な内容をスケジュール切った内部向けのマニュアル的な内容を策定するというようなことも考えると、どんなものを意見して我々の意見が通っていくのかなということも考えると難しいのかなという気もしたもんですから、今、前上下水道部長の中山さんが企業会計を担当して移行する準備をしてやっているようでございますが、非常に難しいということで取り組んでいるみたいなんですよ。

○吉成委員長 基本的にさまざまな計画が出されて、総合計画みたいなものは特別委員会につくって議会の中で、それに対する意見を付して出すということはこれまでやってきました。

ただ、個別のこれは計画の一つになるわけです。そういった個別の計画に対して我々出されたもの

を報告にするのか、議決にするのかということでは、当然、我々が主導権持っているわけですから、その中で、より我々の意向をそこに反映させようと思えば、本来全てが議決でもいいわけです、基本は。でも、その中には、今回のようにマニュアル的なものだから、それから、上位法があるから、それから、補助金を申請する際にはこれこれの計画を立てなければならぬから、そういったものに関しては報告でもいいでしょうということ、この委員会の中で認めてきているわけです。ですから、絶対にこうだという物差しはあるわけじゃないわけです。

これに関しては、前は確かに報告案件だったけれども、今回に関しては一部改正と言いながらかなりの改正でしょうといった際には、やっぱり議決にすべきじゃない、そういう意見が出ても全然不思議ではないと思うんです。この案件と限らずですよ。これから先そういったこともある可能性はあるわけですから。そこを我々議運としてどういう判断をしていくかということなわけです。

確認しますが、これは議決案件にすることで決定しておりますので、ただし、先ほども言ったように、報告にしてほしいという執行部側の意見がありましたから、それに対して納得をしていただくための説明、理由は述べなくちゃいけないでしょうということで、そこを改めて皆さんからのご意見を聞いているということですので、ぜひご意見を述べていただきたいんですけれども。

鈴木委員。

○鈴木委員 これ、議決案件ということで決まっているわけですが、これ、市民にとってなんですか、市民というか、Aというやり方を今度Bというやり方に変えましょうと国から言われているんです。ゴールはもうBに決まっているわけです。そうするとAからBに行く行き方を、

マニュアルでどういうふうに職員がそこにたどり着くかという、そのやり方の計画が計画ですよ、単純には。

それに対して、議会が、いや、それじゃ、そのやり方、それは無駄だろうとか、こういうやり方のほうがいいんじゃないかということを議員として言って、場合によっては内容が納得いかなければ否決ということが最終的にはあるというのが規範だと思うんですけども、そこもよその案を、私は計画書見ていないので、見比べることによって、もっといいやり方があるかなということはやっと勉強すればできるかもしれないというふうには思うんですけども、この公会計のことにちょっと詳しくはない中で、よそと比べることもなければ、ちょっと私は、今の段階でわからないので、もし言うのであれば、やっぱりその計画書を見て、何章、何章と比べながら、どこが変更になるのかということを理解しないと、なかなか言えないんじゃないかなというのがあります。

○吉成委員長 ほかにございますか。

森本委員。

○森本委員 私もちっと勉強不足で、これどういうところの議論になるかということと言えるかというところとちょっと言えないんですけども、でもここに書いてある内部向けのマニュアルだから報告でいいというのはちょっと根拠が薄いかなという気はするんです。

内部向けのマニュアルであっても、先ほど鈴木委員おっしゃったように、計画の立て方とか内容的に関しては、やっぱり議論の余地はあるのかなというふうに感じるという部分で、もう一つ、今回の計画に関しては大きく変更があるという部分であるのであれば議決案件にするというのはいいんじゃないのかなというふうに思います。

○吉成委員長 そのほかにございますか。

ございませんか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 じゃ、今森本委員のほうからご意見を出していただきましたけれども、基本的には内部向けのマニュアルであっても、それが今回に関して言えば、法適用の範囲が一部改正から全部改正になるということで、計画自体も大きく、その中には変わるんじゃないかと含まれるんですね、さまざまなものが入ってくるわけです。そこが前回のものとは全く違ってくるということで、それを我々がしっかりと見ると、どこどこを変えなくちゃいけないとかそういう意味じゃなくて、この計画をより我々も理解する上では、当然議決案件にしたほうがより細かな説明をいただけるわけですから、そういった観点で今回議決案件にするというような意見なのかなと、今森本委員の意見と、それと私的な意見を述べてしまいましたが。

[「それでまとめてください」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、そのような説明を入れさせていただきます。

それでは、ここで執行部の入室を求めます。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○吉成委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

協議内容について報告いたします。

まず、那須塩原市下水道事業地方公営企業法適用計画については、議決と決定をいたしました。

続きまして、災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定については、報告と決定をいたしました。

なお、那須塩原市下水道事業地方公営企業法適用計画、これについては報告でお願いしたいということであったわけですが、議会基本条例第11条の2項に当てはまる市の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める計画、ここに該当すると。

今回に関しましては、確かにこの説明のところにあるように、内部向けのマニュアル的なものであるという説明はわかりますが、前回の平成29年3月でお示しをいただいた計画とは、当然そのときには財務部分の一部であったものが、今回は全部改正ということで、大きくさまざまなものがそこに計画に組み込まれてくるということで、今回議決議案と取り扱いとさせていただくというふうになりましたので、申し述べておきます。

執行部から何かご意見がありましたらお願いいたします。

副市長。

○片桐副市長 ちょっとご確認をさせていただきたいんですけども、前回のときの法適用計画については報告案件だったと。今回、議決になったところの相違点についてご質問お願いしたい。

○吉成委員長 ただいまの説明をいたしました、前回のものに関しては、この計画策定の目的及び背景の中でも内容として入っているわけですが、法適用の範囲が法の一部であったと。でも、今回に関しては全部に移行しているということですから、当然、中身としては、前回から見たらボリュームがあるわけです。計画の内容として大きくなるわけですね。そういったことが一つの理由に挙げられます。

以上です。

○吉成委員長 副市長。

○片桐副市長 今のご説明だと、今回はボリュームがふえるだろうということからだとということであ

りますけれども、この今回の議決か報告かというところの審議に当たって、ボリュームが多いか少ないかというものの議論であったということでしょうか。

○吉成委員長 もちろんそれだけではありません。

先ほどもちょっと触れましたけれども、内部向けのマニュアルとはいえ、中身についてもさまざまな観点がそこには当然入ってくるということは我々も責任を持って確認をする、この計画自体の確認が必要だということも一つの理由として議決事件にした理由であります。

○吉成委員長 副市長。

○片桐副市長 先ほどから委員長がおっしゃるとおり、これ内部向けのマニュアルだということ、それは議員さんも確認をしたいというのはわかりますけれども、確認であれば報告案件ということでも事足りるんじゃないのかなど。我々としては、議会の議決に付すべき重要な案件という認識はございませんので、報告であってほしいなというふうに思う。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○磯上下水道部長 ちょっと内容的な補足をさせていただきたいんですけども、前回との変更点というふうなことで、前回は財務部門の一部適用ということで、初めのときに委員長からご質問がありました固定資産税の評価等については、既に一部適用でもやっていたというふうな中で計画に盛り込まれている内容です。

全部適用というふうなことになりますと、主に職員の身分関係が変わってくるということになりまして、新たに加わる部分が、その身分関係が変わることに伴う例規の改正、それもこの計画の中ではこういった条例とか規則の改正が必要だという程度のものが追加されているというふうなことになります。

また、その中で組織の統合というのも必要になるというふうなことで、その一部分は加わっていることにはなりますけれども、前回の一部適用と比較してそれほどボリュームが大きく変わるといふふうなことではございませんので、なおかつ、今回の法適用につきましては、国のほうの要請ということで、人口3万人以上の下水道、あと農業集落排水をやっている自治体については全て作りなさいという中で、ほかの自治体も同様につくっているという、移行をするというふうなことになっておりまして、その中で一部適用か全部適用かというのにかかわらず、それは平成32年度からというふうなことでこれまで事務を進めていたというふうなことになります。

今までの計画に基づいて進めていたという中で、新たにその職員の身分のほうで法適用職員になるというふうなことの追加というふうなことになりますので、今おっしゃっていただいているようなボリューム的なものということでは、それほど大きな変更になるというふうなことでは考えていないというふうなことでございます。

○吉成委員長 改めて今説明を受けたわけですが、当委員会としては、議決案件にするということで決定は先ほど見たわけです。

それを再協議をしてほしいということであれば、それは皆さんの意向を確かめて再協議はしようとは思いますが、我々の決定もぜひ重く受けとめていただきたいなとそう思うんですが、副市長いかがですか。

○片桐副市長 前回報告案件というふうなことで、上下水道部長からも話しましたように、さほどボリューム的なものも変わるわけではないということもございますので、今回も引き続き報告案件というふうなことで我々としてはお願いしたいということで、ここに臨んできているわけございま

すので、そういうところもまたお酌み取りをいただきたいなど。

○吉成委員長 じゃ、ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時34分

○吉成委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今、副市長のほうから最終的には再協議をお願いしたいという内容だったと思います。その再協議についてお諮りしたいと思いますが、再協議することよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、再協議をしたいと思いません。

申しわけございませんがここで暫時休憩をさせていただきます。執行部側の退出を求めます。

なお、上下水道部長にはちょっと残っていただきたい。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、下水道事業地方公営企業法適用計画の策定についての、ぜひ再協議をして、言うなれば報告でお願いしたいということのお話を片桐副市長のほうからございました。

それで、先ほど暫時休憩中に磯部長のほうから今回大きくは中身としては変わらないんだよというお話があったんですね。ただそれは、私1人が

聞いてもわかることではありませんので、改めて委員の皆さんに部長のほうからその説明をいただきたいと思うんですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長　じゃ、部長お願いします。

部長。

じゃ、着座どうぞ。

○磯上下水道部長　すみません、失礼します。

お時間とっていただきましてありがとうございます。

計画の本編のほうは持ってきてはいないんですけども、概要版のほうを私持ってきておまして、皆さんにお渡しするだけの部数をつくってきいていないものですから申しわけございません。口頭で説明をさせていただきます。

計画のほうで、全体で9章、全部の計画が9章立てになっておりました。

新しい計画につきましては、新たに10章を設けて、そちらに組織の統合についての書き込みをしているというふうなことでございます。

これまでの9章の中におきましても、地方公営企業法の一部適用というふうなことで、文言が全部となっておりますものですから、今回の計画の変更にあたりましては、全て地方公営企業法適用というふうなことで文言のほうを直しております。

それ以外というふうなことになりますと、この期限、方針の中で適用の開始が平成31年4月1日というふうなことで記載をしていたものが、1年後送りになりまして平成32年4月1日からというふうな変更がございます。こちらのほうは国の期限には適合しております。

あとは、当然スケジュールのほうも1年間遅くなっていうふうなことで、それに伴いましてスケジュールの見直しもしております。

それ以外ですと、一番大きな職員の身分関係、

こちらのほうが、例規の改正が新たに必要になるものが出てくるということで、例規の整備という項目があるんですけども、その中で新たに必要となる例規が条例で4本、規則で3本、それ以外でも規定とか要綱についての改正が新たに必要になってくるというふうなものの書き込みがございます。

内容の変更としては以上になります。

○吉成委員長　今、部長から説明いただいたわけですけども、皆さんから確認したいことあればお願いします。

副委員長。

○相馬副委員長　すみません、この説明書の4番の市民への影響等についてということで、水道事業との組織統合及び組織改正の見直しというのをやって、組織のスリム化、それから窓口等のサービスの統一を図ることができるというふうになっておりますが、この組織の統合、それから組織の見直しがこの計画に全て入っているというふうに実は理解をしておりました。

それが、サービスや統一化を図ることになるんですが、統一化と図るとどの程度市民にとって有利になるのかというあたりというのを説明できますでしょうか。

○吉成委員長　部長。

○磯上下水道部長　下水道料金につきましては、御存じのように水道料金のほうのシステムを使って算定をしていて、水道料金と合わせて徴収をしているというふうなことでございます。それを統合することによりまして、窓口のほうも一本化できるというふうなことの利便性が出てきて、市民からの問い合わせにもスムーズに対応できるようになるのかなというふうなところが1点ございます。

あわせて、建設部門なんかですと、道路の改良

にあわせて水道下水道を合わせて入れたりなんていうこともかなり多いものですから、その辺も1つの課になることによってスムーズに対応ができるのかなということと、あと、窓口のほうも通常、下水道、水道というふうなところで手続をする場合、別の担当のほうに行っていただくというふうなことがあるんですけども、その辺も1つの窓口で対応できるような組織のほうにしていけば、改めて水道課、下水道課というふうに別々に回らんじゃなくて、市民の方もその辺が1つの窓口で対応できれば利便性も増すのかなということで、組織についても見直しをしていきたいというふうなことで考えている次第です。

具体的などころは、全庁的などころもあるものですから、今、部の中ではどういった組織体制がいいのかというのは検討会を設置して中身については検討している状況です。

○吉成委員長 ほかにございますか。

森本委員。

○森本委員 そうすると、これは全国的にどこの市でもこういう方向にいくものということで理解しているんですか。

○吉成委員長 部長。

○磯上下水道部長 基本的に人口3万人以上の市町村においては平成32年度から移行するようにということで準備が進んでおります。

実はきょうの官庁速報に進捗状況を総務省で取りまとめたデータの公表がございまして……

〔「きょう」と言う人あり〕

○磯上下水道部長 はい。

けさ、ちょっと私、官庁速報見ましたら載っていたのですが、適用済み、適用に取り組み中というふうな団体が下水道では99.4%ということで、もう既に適用している団体、あとは32年度からに向けて取り組み中というふうな団体もご

ざいますけれども、3万人以上の団体については99.4%、3万人未満のところもできれば地方企業法を適用してくださいというふうな、それは要請ではなくてお願いのようなものがあったんですけども、そちらですと27.6%の自治体が移行の見込みというふうなことのようにです。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、いろいろ疑問も湧いてきたんですけども、湧いてくるところが本当は議決にした理由だろうということは多分話だったと思うんですけども、あえてここで聞かせていただくと、水道事業は公営企業に完全になったかどうかちょっと……

〔「全部適用でやっております」と言う人あり〕

○鈴木委員 同じように下水道もそっちになると。これは国がそういうふうにしなさいと言っていて、最終的にこれ見ると、窓口1つでいいんだ、組織を1つにするというのは、そこまで国は求めているんですか。

○吉成委員長 部長。

○磯上下水道部長 国のほうでは職員の身分まで含めた全部適用にするのか、それとも財務部分だけの一部適用にするのかということまでは求めておりません。考え方の統一というのはされておりません。

ただ、あくまでも国のほうで言っているのは、経営改革です。これから人口のほうも減ってきて料金収入も少なくなっていく中で、今までどおりのやり方ではまずいだろうというふうな中で、公営企業会計をやることによって、今後の経営の改善に努めてほしいというふうなことからこういった要請が出てきたものです。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 公営企業化することに対して、国が言

ったからやる、財政もこれから将来のことを考えると。

議会としては、国が言っていることであって、いや、それはいいですよ、悪いですよという立場には、この場合ないのでしょうか。

組織をじゃ2つを1つに、執行部が国から言われた中で合理的にするには、水道も下水道も1つにして窓口を1つにするというやり方、いいなと思いましたよ。いいなと思ったんですけども、市民からすると、もし誰か、それは、いやサービスが劣化するから、悪くなるからやめたいという声が聞こえたときに、議会として意見を、報告だとどんどんそっちへ進みますといっちゃうと、そこがあれってなってしまうのがちょっと気になったんですけども、それはそれで、後でそういうことであれば、議会に議決をもってそういう体制にという、するかどうかという判断を委ねられる機会というのは出てくるのでしょうか。

○吉成委員長 部長。

○磯上下水道部長 そうですね、うちの下水道に限ったことではなく、組織機構については全庁的な検討が毎年加えられていることかと思しますので、その際にまた、ご説明する機会はあるかと思ます。

○吉成委員長 ほかにございますか。

○相馬副委員長 進行かわります。

委員長。

○吉成委員長 これまで9章立てだったものが今回10章立てになるということなわけですけども、ほかの事例なんかを、この計画の事例を見ると、その中には、もう明確に自分たちで法適用に向けての課題というようなまで挙げているような計画も入っているんです。

特にシステム構築について、当然、下水道特別会計等、それから企業会計の水道会計、それ一緒

にするわけですから、そこにはやはりシステム構築というのが非常に大切だと、勘定の部分が変わってくるわけです。そういったものは今回計画の中には上がっているのでしょうか。

○相馬副委員長 部長。

○磯上下水道部長 勘定科目につきましては、新たに設定が必要というふうなことで、それも水道の勘定科目のほうとのすり合わせなんか、今やっているところになります。

また、システムにつきましては、水道料金のシステム改定が平成31年度から見込まれるというふうな中で、その中でどういったシステムがいいのか、下水道の今回の法適用にあわせて検討も進めていって、そのシステムの構築のほうも考えていきたいというふうなことで思っております。

○吉成委員長 ということは入っていないということですね。

○磯上下水道部長 そうですね、具体的なシステムについては、今水道課のほうで検討しているところなんです、実は。どういった発注の仕方にするか、どういった内容のシステムがいいかという、今使っているシステムの課題なんかも踏まえた上で、ちょっと今検討中というふうなことです。

当然それは下水道のほうも同じように使っていくというふうなことになります。

○相馬副委員長 委員長。

○吉成委員長 ですから、その発注の仕方まで全部もう計画にもなれているようなものもあるんですよ、現実には。それはそれぞれの考えがあるからなのでしょうけれども。

はい、わかりました。

○相馬副委員長 よろしいですか。

じゃ、進行戻ります。

○吉成委員長 そのほかございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、部長、申しわけないんですが退出いただいて。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、先ほど、結論としては議決案件ということで決定を見たわけですが、再度、副市長のほうからの申し出があって、再協議をさせていただきたい、ぜひ報告案件にさせていただきたいというお話だったわけであります。

皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほど、副市長あるいは上下水道部長からの説明の中で、今回に関してはそれほど、9章から10章には変わりますけれども、ボリューム的には余り変化がないというところで、職員の身分という部分では条例4本、規則で3本というようなものが入ってまいりますけれども、今回、これに関しましては、移行方針や作業手順並びにスケジュールということで、内部向けのマニュアル作成的なものも多く含まれておるものですから、やはりもう一度戻って、これは報告案件でよろしいんじゃないかなというふうに自分は思います。

○吉成委員長 報告案件でいいんじゃないかというご意見でした。

そのほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 もちろん報告にするか議案にするか、今やっているんですけれども、一度決定したもの

について、例えば、この案件ではないんですけども、ちょっとこれとはずれるかもしれないですけども、1回決まって転回して、それでそれに対してちょっとこっち側も結論出すのが認識不足だったという形になると思うんですよ、そうすると。当初のものからについて。

そうすると今後もいろんな形で出されてきて、再協議をして、結局それについては押し切られたという形になると、ここで協議したものがこれからもなくなるということよろしいんですか。

じゃ、それはその他でやったほうがいいですか。

○吉成委員長 じゃ、お答えしたいと思います。

あくまでもここで協議をして決定を見ていくわけですから、それに対してどうしても不服であると、執行部側が。ぜひこうやってほしいと。

ですから、今回のこの副市長からのお話というのは、ああいう表現の仕方をしていいますが、お願いだから報告にしてくださいという受け取り方でいいんじゃないでしょうか。

ということはどういうことかということ、我々の協議を行った中で、議決案件にするという、そういう部分での意思表示を1回しているわけですから。我々は我々として一度は決定を見た。でも、どうしても報告にさせていただきたい。じゃ、その意見を考慮して、例えば、皆さんが報告でじゃいいでしょうということになれば、そういう協議結果になるわけですから、それはそれとして、この議会運営委員会としてはしっかりとした協議をしたということで、当然捉えていいと思います。

今後、報告、上がってきたものを絶対に報告以外には変えられないなんてことは全くないわけです。だったら、この協議は全く必要なくなってしまうわけですから、それは今回に限ったことだという受けとめ方で当然いいんだと思います。

齋藤委員。

○齋藤委員 私、今、佐藤委員言うの、当然のことで、一度決定したことであって、執行部に入っていて、そういう申し出があったということで、もう一度議論、討議をしようという部分まではもうわかり知れたことで、ただ、委員長の進め方が、それに対してまた白紙に戻るようなご発言だったので、自分は先ほどもう一度ゼロからでいいのかということ発言をさせていただいたという。

○吉成委員長 白紙ではないです、もちろん。それまでの……

〔「議論の余地がある」と言う人あり〕

○吉成委員長 一度決定は見ているわけです。ただ、副市長から再協議していただきたいというお話があったので、また再協議をしたと。その結果として皆さんどうですか、どういう扱いにしますかというふうに諮っているということで理解していただければ。

齋藤委員のほうから報告案件でいいのではないのでしょうかという意見が出ていますが、そのほかの委員の皆さん、ご意見伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員。

○中村委員 前回議決をしたときには、議決案件ということで決定をされたわけですが、再度、部の説明を聞いた中で、執行部の説明を聞いた中で、柔軟性に考えれば報告案件でもいいかなということを感じたものですから、ご意見については私は報告案件でもよかろうと思っております。

○吉成委員長 中村委員のほうからは、報告でよろしいんじゃないでしょうかというご意見が出ています。

佐藤委員。

○佐藤委員 それについて特別異論はないんですけれども、そうすると最初の議論というのが、まだ

認識不足だったという形になってよろしいんですか。

議運としてもっと勉強しろということですか。

〔「そういうことではない」と言う人あり〕

○佐藤委員 いいですか。

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 結局、ここに書いてあるとおりに一部から全部に移行ということだったんですけれども、一部からほとんど変わらないという認識がなかったということだと思えるんですけれども、その辺最初に聞かなかったのが悪いということ、悪いかどうかわからないですけれども、そういうことであれば、いつもこんなふうになっちゃったら何のために議論しているのかということになりますので、その辺確認したかっただけです。

特別、議案にするということに対してこだわっていることではないんですけれども、一度決定したものを再度申し入れてきたものに対して、その辺について意図をどういうふうに捉えているかということに対してちょっと確認したかっただけです。

○吉成委員長 ありがとうございます。

一度決定したものを、この後皆さんのご意見を最終的には取りまとめなくちゃいけないですけれども、仮にそれを覆すということ自体は、言われるとおりの大きなことですから、今後それがどういふふうな扱いになるかという問題はあるかもしれませんが、例えば、今回のこの案件に関して議決から報告に変えた、その理由としてはといったときには、我々の認識も関係するでしょうけれども、細かな説明に関してはやはり今後はしっかりとしていただきたいというような申し入れを添えて、それで決定を見るということも一つ方法ではないかなと思います。

今回の、前回からそれぞれ計画に関する、協定に関するものについての説明をいただいているわけですが、特に、特にというか、報告に関しては説明をいただくと。議決に関するの計画であったり、そういったものは当然、関係常任委員会で明確な説明がありますから、その後議論がなされるわけなので、その説明は今回もいただきませんが、特に報告に関しては、この議会運営委員会がある面取りでとなりますので、より細かな説明を求めるといようなことはどっちにしても、どちらに決定をするにしても申し添えておきたいと思いますが、その点よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 私の方からそういった形で申し入れる。

では、改めてお諮りいたしますが、この案件については、皆さんほかにご意見ございませんか。

どうですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ないのであれば、ただいまご意見出された報告に変えるというご意見でよろしいですか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、報告案件といたします。

じゃ、執行部の入室をお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、那須塩原市下水道事業地方公営企業法適用計画の策定についての再協議をさせていた

できました。

結果から申し上げます。

当初、執行部から出された報告案件といたします。

ただ、ここで一言委員長として申し上げさせていただきます。

前回、そして今回、この報告に関しては明確な説明いただきたいということで、資料を添えて今回の説明をいただきました。

先ほど、再協議の際には磯上下水道部長のほうから改めた説明をいただきました。当初から、あの説明ないしはあの概要版でもいいですから、我々にお示しをいただいて、その上で我々が協議をすれば、また違った、最初から結論が出ていたんじゃないかと、そういった意見が大半を占めておりました。

そこは今後丁寧な説明、丁寧な説明資料の提出を求めるといことで、一言加えさせていただきます。

以上で、上下水道部案件の協議を終いたします。ご苦労さまでした。

なお、つけ加えますが、あと、4、5の計画、2つに関しましては議決案件として取り扱うことと出されておりますので、議決案件として取り扱いますから、ここでの説明はないといことでご理解いただきたいと思ます。

それでは、この後、議会側の案件に入りますので執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変2度もご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後零時

○吉成委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お昼の今チャイムが鳴っておりますが、この後、協議事項がございますので、続けてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続けさせていただきます。

じゃ、次、(3)議会基本条例検証報告書についてを議題といたします。

前回の委員会の際に、既に外部評価ということで、皆さんに中村建先生から提出をいただいた資料をお配りをしております。それらについてはお目通しをいただいていると思うんですが、これを変える云々ということではないんですけども、何かその中で感想とかあったらまずお伺いしたいなと思うんですがいかがでしょうか。

特段ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、続きまして、今回報告書を策定したわけでありましたが、前回の報告書から、当然今回外部評価が入っておりますので、それらの意見もこの中には含まれております。それらについて改めて説明をしたいと思います。

それでは、係長、説明をお願いします。

○関根議事調査係長 先ほど委員長さんからありましたとおり、今回の外部評価を受けまして、正副委員長と調整結果を今回の報告書のほうに反映させてございます。

ページとしましては7ページになってございます、まず。

今回大きく外部検証をしまして、3つのポイントを新たに報告書に盛り込みました。

その1点目がこの7ページでして、第三者による外部評価結果の検証結果をそのまま要約したものとさせていただきます。こちらにつきましては、

今申し上げたとおり、中村建先生による外部評価結果を要約しただけですので、委員会としての意思等は入ってございません。取りまとめたというふうな部分でございます。

2点目が少し飛びまして、ページで言いますと、14ページのページ下段の星で言うと上から3つ目と4つ目、赤い字になっているところが追加しているところでございます。

今回検証結果を見ていただいてわかりますとおり、中村先生のほうからはさまざまな提案がございました。その中で、正副委員長と協議させていただいた中で、新たに議運としての検討項目としてこちらの、取組実行計画を策定し、という部分、それと、検証方法については、市民であり、若者であり、市執行部職員、そういったところも含めた検討を進めていってもいいのではないかとというふうな項目を付け加えさせていただいたものでございます。

それと、3つ目、最後の点がページ数で言いますと18ページ、こちら星で言うと上から3つ目赤く書いたところでございまして、これも中村先生からの今回の検証を総括する意味で、議運としての総括を正副委員長の協議のもと、こんなふうに総括してみましたというふうなところが星の3つ目の赤い部分でございます。

簡単ですが説明は以上でございます。

○吉成委員長 今、係長のほうから、これまで策定をした検証についての報告書に今回の中村建先生の外部評価検証をいただいた中での項目が入っています。

まず、7ページに関しては、第三者による外部評価ということで、もうそのものずばり今回入れているということです。

この(1)のチェックと、それから提言、この2つを受けて、その今後の検討になりますけれども、

14ページになります。これらの意見をいただいた中で、改めてここに2つほど載っておりますけれども、今後の取組実行計画と、こう書いてありますけれども、要は実行計画を策定するという項目を入れています。ですから、ここはかなり、実行計画を実際につくるとなりますので、作業としては大分ここで時間を要するのかなと、そんな気がします。

それから、次の、検証の手法として、これまでやってこなかった市民、若者、それから、ここ執行部の職員という、その辺もまたおもしろい見方なのかなと、二元代表制の中で言えば、こういった片方からだけじゃなくて、もう一方から見ていただくということも大切なのかな、こういったご意見をいただいております。

そして、18ページになりますけれども、ここでは、議会基本条例に掲げた市民参画の開かれた議会を目的に照らすというありますけれども、要は、最後の赤い字が議会活動全体の根幹に係る、要は成果をどう出していくかということになるわけですが、これらの提言をいただいております。これをまとめた今回報告書となっております。

なかなか外部検証評価まで入れている基本条例の検証というのはない中で、今回しっかりとそれを含めた検証になりましたので、議会運営委員会としてはかなりいいものができたんじゃないかなと、多少自画自賛してもいいのかなという気がします。皆さんのほうからご意見をいただきたいと思っております。

前回、この前から示しているものとは先ほどの赤いところの変更だけですので。あと1枚は丸々つけ加えたというだけですので、大きな変更はございません。

このような報告書でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これを本報告書とさせていただきます。

きょう決定を見ましたので、今後についてですが、これを9月27日、先ほど会期日程決定しておりますが、9月27日の全協の際に周知をして、その後議長に提出するという運びとなりますので、その点もよろしく願いをいたします。

それでは、(4)のその他に移ります。

皆さんから何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは事務局から今後の日程についての説明を、係長お願いします。

○関根議事調査係長 それでは、最後につけました議会運営委員会、今後の主な予定についてご説明いたします。

こちらの表を使いましてご説明させていただきます。

1番としまして、本日午後、議員の研修ということで内部研修、決算講座がございます。

そのほか、2番についてですが、議会運営委員会におきまして9月7日に中村建先生に来ていただきまして、きょう取りまとめ決定いただきました報告書についての外部検証についての講評をいただく予定でございます。同日3時から、これも今後議会運営委員会で本格的に議論を進めていただくタブレットについて、その前段で端末の操作体験会を開催する予定でございます。

続きまして、9月28日です、こちらもやはり中村建先生になるんですが、今回の外部検証について触れていただいたほか、議会の改革に関する講演をしていただく予定でございます。

それと、5番になりますが10月15日は、こちらにつきましても中村建先生のほうで、今度はこちらの外部検証とは別個に議員研修の外部研修につ

いて前のご説明いただいたところですが、それに関する研修を10月15日の月曜日に開催する予定でございます。

1つ飛ばしますが、その中村先生の第2回目について11月ということなので、前回は年内に一、二回程度というふうなことでご説明しましたが、先方と調整がつかしましたので、10月15日に1回目、7番にありますとおり11月1日に2回目というふうな形で外部研修を進めてまいりたいと考えてございます。

間になりましたが、6番で、内部研修の第2回目というふうなことを予定してございます。

それと、最後に8番のところについてですが、これも前回の議会運営委員会でご提案がありまして、会津若松市議会へ行政視察に行くというふうなことににつきまして、先方と調整中でございます。こちら、大変申しわけありませんが、調整中でございますが、11月5日ないし6日ということで先方に日程を投げている状態でございます。調整中でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○吉成委員長 今後の主な行事、予定についてはこのようになっております。特別ございませんね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような流れで今後進めさせていただきます。

ほかにもございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、長時間にわたった議論をいただきました。

先ほど、報告ないしは議決、それぞれ計画であったり協定の協議の中で、今回に限っては再協議を行って、当初の決定とは違った決定も見ましたが、そういった協議自体をできる環境というのが非常に私は大切なんだろうと思います。

今後も、多々さまざまなことがあると思いますが、その際にも皆さんからさまざまなご協議いただきながらこの議運の運営をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を終了とさせていただきます。大変にありがとうございました。

閉会 午後 零時11分